十津川村いじめ防止基本方針

令和７年　12月

十津川村

目 次

はじめに・・ 1

1 いじめの防止等のための基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
（1） いじめの定義
（2） いじめの理解
（3） いじめの防止
（4） いじめの早期発見
（5） いじめの認知
（6） いじめへの対応
（7） いじめの解消

2 十津川村におけるいじめの防止等のための取組・・・・・・・・・・・・ 6
（1） 十津川村いじめ問題対策連絡協議会の設置
（2） 十津川村教育委員会が実施する取組

3 学校におけるいじめの防止等のための取組・・・・・・・・・・・・・・・・9
（1） 学校いじめ防止基本方針の策定
（2） いじめ問題対策委員会の設置
（3） いじめの未然防止
（4） 早期発見と積極的な認知
（5） いじめへの対応と再発の防止

4 家庭における取組・・15
（1） 家庭における教育
（2） 学校等によるいじめの防止等のための取組への関り
（3） いじめを受けた子どもの保護者及び関係機関等との連携
（4） いじめを行った子どもへの支援及び関係機関等との連携

5 重大事態への対処・・17
（1） 村教委又は学校による調査
（2） 調査結果の報告及び提供
（3） 調査結果を踏まえた対応
（4） 調査結果を受けた村長による再調査及び措置
（5） 調査結果の公表

6 その他・・・24

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に深刻な影響を与えるのみならず、その生命や身体に危険を生じさせるおそれがある重大な人権問題です。

十津川村では、令和7年4月に改訂した十津川村教育大綱の基本理念の中で、「知・徳・体の向上　村を愛し　心豊かな　十津川人を育てる」とうたっており、その基本目標の一つに「人権を尊重する心豊かな人づくり」を掲げています。

また、国では、令和４年 12 月に「生徒指導提要」の改訂、令和６年８月には「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂など、いじめ事象の防止や早期発見、早期対応について、より進んだ考え方が示されてきました。これらにより、法の定義に則り積極的にいじめの認知を進めつつ、教職員一人一人のいじめ防止のための生徒指導力の向上を図るとともに、いじめを生まない環境づくりと児童生徒がいじめをしない態度や能力を身に付けるような働きかけを行うことが求められるようになりました。

そこで、十津川村では、村の基本理念のもと、国や県のガイドラインを基本として、より一層効果的にいじめ防止を進めていくため、十津川村いじめ防止基本方針を策定することとしました。

Ⅰ いじめの防止等のための基本的な考え方

（1） いじめの定義【「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）第2条より】

「いじめ」とは、児童生徒（以下「児童等」という）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2） いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童等が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる場合がある。

さらに、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

（3） いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童等を対象とした、いじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童等を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童等に「いじめは人間として絶対に許されない」ことの理解を促し、児童等の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の

存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。

加えて、全ての児童等が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

さらに、いじめの問題への取組の重要性について村民全体で認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

（4） いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童等のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくいコミュニケーションを使った心理的な形で行われることが多く、また、いじめを行う側といじめを受ける側が絶えず入れ替わるという認識をもつことが必要である。したがって、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの発見に努めることが重要である。

また、いじめの早期発見のため、学校で行われる定期的なアンケート調査や教育相談等から得られる情報を、学校と教育委員会で必要に応じて共有することで内外からいじめに該当するか否かを判断することも重要である。

（5） いじめの認知

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条※1 で示されている学校いじめ対策組織を活用して、組織として行うものである。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し，いじめに該当するか

否かを判断しなければならない。なお，例えばインターネット上で悪口を書かれた児童等がいたが、当該児童等がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童等本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童等に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

さらに、いじめられた児童等の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童等に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、その事案を学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

※1 いじめ防止対策推進法第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

（6） いじめへの対応

いじめに対する対応については、法23条※2に示されている。その考え方を踏まえ、いじめがあると認められた場合、いじめを受けた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童等に対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

※2 いじめ防止対策推進法第23条（1項のみ掲載）

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

（7） いじめの解消

いじめが「解消している」状態については、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）で示されており、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により，より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童等の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行うこと。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童等がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童等本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童等を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童等の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童等及び加害児童等については、日常的に注意深く観察する必要がある。

2 十津川村におけるいじめの防止等のための取組

（1） 十津川村いじめ問題対策連絡協議会の設置

本村において、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を強化し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、法第14条第1項※3の規定を踏まえ、「十津川村いじめ問題対策連絡協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

本協議会は、十津川村いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の別表1に掲げる関係機関の長が指名する者及び別表2に掲げる者によって構成する。また、開催される会議内容の必要に応じて、奈良県弁護士会、五條警察署、その他協議会を構成するもの以外の者に対して出席を求め、意見を聴くことができる。

※3 いじめ防止対策推進法第14条第1項

地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

（2） 十津川村教育委員会（以下「村教委」という。）が実施する取組

村教委は、十津川村立学校（以下「学校」という。）におけるいじめに対する平時からの備えに関して、指導・助言を行うとともに、下記内容を重点事項に置き、協議会を有効に活用し、平時から村長部局・医療機関等との連携を深め総合的な支援に迅速につなげられるようにしておく。

特に、学校から重大事態の判断について相談を受けた際、村教委として、学校に適切に助言等を実施するとともに、法務相談体制を整備し、弁護士等の専門家から助言が得られるようにしておく。また、重大事態が発生した場合には、法に沿って適切な対応を迅速に行う事ができるように、対応手順を明確化し、学校に示しておく。

① 学校の、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実に関わる指導・助言及び情報提供を行う。

② 児童等が自主的に行う活動への支援や児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。

③ 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和６年８月文部科学省）（以下「ガイドライン」という。）において、各学校に対して、国が示したチェックリストを活用した、平時からの備えに関する点検実施の取組状況について把握する。

④ いじめを早期に発見するため、学校が実施する児童等への定期的なアンケート調査や教育相談等の取組状況を把握し、そこから得られる情報を共有し、必要に応じて指導・助言を行う。

⑤ 児童等及びその保護者並びに教職員が、いじめに係る相談を行うことができるようスクールカウンセラーの配置時間を充実させる。

⑥ 教職員に対し、いじめの防止等に関する校内研修の実施等、資質能力の向上に必要な取組を促す。

⑦ インターネットを通じて行われるいじめの防止と、効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど、情報リテラシーの育成や「ネットいじめ」等の現状や危険性の認知が進むよう、必要な啓発活動を推進する。また、名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求める措置を講じる。必要に応じて管轄警察署等へ通報し援助を求める。

⑧ 学校・保護者・地域住民等からいじめの報告を受けたときは、その学校に対し必要な支援を行い、もしくは必要な措置を講ずることを指示する。また、当該報告に係る事案について必要な調査を行う。この調査内容によっては、必要に応じて協議会を活用する。

また、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第１項※4の規定に基づき、状況に応じて当該児童等の出席停止を命ずることを含め、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

⑨ 教職員が子供と向き合い、保護者、地域住民等との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、十津川村 PTA 協議会や学校運営協議会における活動を推進する。

⑩ 学校や関係機関（五條警察署・高田こども家庭相談センター・医療機関等）と連携を図りながら、いじめを含む児童等の指導上の問題解決を目指した取組を推進する。

※4 学校教育法第35条第１項

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
三 施設又は設備を損壊する行為
四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

3 学校におけるいじめの防止等のための取組

（1） 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の基本方針や奈良県いじめ防止基本方針及び十津川村いじめ防止基本方針を参考にし、自らの学校として、どのようないじめ防止等の取組を行うのかについて、基本的方向性や取り組み内容等を法第13条※5の規定により「学校いじめ防止基本方針」として定めたうえで、年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、法、基本方針、生徒指導提要等を含めた内容の理解を深めるとともに、その取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

また、策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民がその内容を容易に確認できるような措置を講じ、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に児童等、保護者や関係機関等に説明する。

※5 いじめ防止対策推進法第13条
学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（2） いじめ問題対策委員会の設置

学校は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的・組織的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、校長のリーダーシップの下、教職員の一致協力体制を確立し、村教委と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。その委員会において取り組む具体的な役割として、次に揚げる内容が挙げられる。

① いじめ防止のための年間指導計画を策定する。

② いじめ防止等の対策について全教職員で共通理解を図る。

③ 児童等や保護者、地域に対して、いじめ防止等の取組について、情報を発信し、意識啓発を行う。

④ いじめの疑いや配慮を要する児童等についての情報の収集と共有を行う。

⑤ いじめの疑いがある場合には、緊急会議を開き情報を速やかに共有し、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、被害児童等の安全の保障を徹底し、児童等に対する支援の方針、指導体制、対応の方針と保護者との連携等を迅速に行う。

⑥ ガイドラインのチェックリストを活用し、いじめ防止対策組織の組織体制等の平時からの備えについて適切に実施できているか等の点検実施を進める。PDCA サイクルに基づき、学校いじめ防止基本方針や対策が実情に即して機能しているかを点検し、それらの見直しを行う。

⑦ 重大事態が生じたときは、速やかに村教委へ連絡し、連携して調査を行う。

⑧ 組織の構成員として、当該校の教職員の他にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を含める。また、事象内容に応じて、医師、警察官、弁護士、教員経験者などの外部専門家を加えることができる。

（3） いじめの未然防止

学校は、村教委と連携し、全ての児童等を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童等が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動に取り組む。

また、未然防止の基本として、児童等が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。さらに、いじめ事象の傍観者とならず、いじめ防止対策組織への報告をはじめとするいじめを許容しない雰囲気が醸成されるように努める。

また、家庭や地域等と連携し、共通理解の下、以下のような項目について、取り組む。

① 校内研修の充実と、教職員の指導力向上をめざすとともに、児童等の些細なサインを見逃さない共感力やカウンセリングマインドを育成し、教職員が一致協力した校内指導体制を確立する。

また、教職員が一人で抱え込まず互いに相談できる環境やSOSの出しやすい雰囲気を構築する。

② 多様性を認め合い、互いの違いを認め、尊重し合える集団づくりを推進する。

③ 児童等の道徳性と自尊感情を高める取組を充実させる。

④ いのちの尊さを学ぶための様々な体験や他者との関わりを深めることを重視した「いのちの教育」を推進する。

⑤ 授業に対する満足度を高め、個々が活躍する場を設けることにより、諸問題の未然防止につなげる取組を推進する。そして、観衆や傍観者を含む全ての児童等が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等を通して自己解決力を育成する。

⑥ インターネットに関わる情報教育を充実させる。

○ 児童等に対して、情報モラルや情報リテラシーを身に付けさせるための教育を実施する。

○ 児童等や保護者に対し、インターネット上のいじめの現状や危険性、著しい人権侵害につながることについての啓発に努める。また、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る行為であることへの理解を促す。

⑦ 保護者への啓発、いじめ問題への取組状況を家庭・地域・関係機関に情報提供するよう努める。

⑧ 学校として特に配慮が必要な児童等に関する理解の促進と適切な指導・支援を実施する。

（4） 早期発見と積極的な認知

いじめには大人の目に付きにくく、気付きにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、また、どんな小さないじめも見逃さないという姿勢で、早い段階から適切に関わり、積極的に認知する。

① 日頃から児童等の会話や行動に高く広くアンテナを張り、きめ細やかな実態把握を行う。また、家庭や地域から得られる情報にも傾聴する。

② 「気づき見守りアプリ」の活用や定期的な各種アンケート調査、教育相談及び個人懇談、人目につかない場所の巡回などによる情報の収集を行う。

③ 学校での児童等の様子や学校での取組を、必要に応じて家庭に連絡する等、日頃

から保護者との連絡を密にすることにより、家庭で少しでも変異に気づいた場合、保護者から学校へ気楽に相談してもらえる関係づくりに努めておく。

④ ①～③で得られた情報の組織的な共有と分析を行う。

⑤ 児童等や保護者へのスクールカウンセラーによるカウンセリング機会を積極的に周知する。また、教職員のスクールソーシャルワーカーによる相談助言の体制を構築する。

⑥ 国や奈良県が設置しているいじめ等の相談窓口情報を、定期的に児童等や保護者に周知する。

（5） いじめへの対応と再発の防止

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに、いじめ防止対策組織に報告し、被害児童等をいじめから徹底して守るとともに、ケア等の必要な支援を行う。

また、加害児童等に対しても、その行為について指導した上で、いじめを行う背景や抱えている課題等を究明し、今後の成長につながるような指導及び支援を展開することが必要である。対応については、法に基づき、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、以下のような項目について取り組む。

① 正確な情報の把握と 教職員間の共通理解

② 指導方針の決定と教職員の役割分担

③ 当該いじめ事象に関するノート等による記録とその活用

④ 調査した事実関係、指導・援助方針を正確かつ速やかに保護者に説明し、同意を得る。特に児童等や保護者からの訴えにより「いじめ事象」を把握した場合には、より早い対応が求められる。

保護者への説明は、原則として、直接対面及び複数名で対応し、状況に応じて管理職を含めて対応する。

また、村教委にいじめの発生や対応を報告し、いじめ防止対策組織への外部専門家の活用について、村教委と検討する。さらに、いじめを受けた児童等やいじめを行っ

た児童等だけではなく、学級や関係グループの児童等への説明の機会を設け、いじめの再発防止に努める。

＜いじめ以外児童等への支援等について＞

○ 被害児童等・保護者に、徹底して子どもを守る姿勢を伝え、不安を取り除く。また、今後の指導方針を伝え、対応について、本人・保護者の了解を得ながら進める。

○ 保護者には、指導とその結果について、適宜、丁寧な連絡を行う。

○ 学校は、教職員間の連携による見守り体制を構築し、被害児童等が安心して学校生活を送ることができるよう対応する。

○ 被害児童等が登校できない場合は、学習機会の保障をはじめ学校復帰のための支援を検討する。

○ 被害児童等が、加害児童等と接することを恐れる場合には、できる限り物理的及び SNS 等による WEB を介した接点を絶つような配慮や対策を講じ、それでも改善できない場合は、法第23条第4項※6や法第26条※7に基づき、加害児童等の別室登校や出席停止など、被害児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

○ 被害児童等に転学する必要が生じた場合は、いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると捉える必要があり、重大事態の調査実施の有無に関わらず、その支援と転学先と連携したケアを継続して行う。

※6 いじめ防止対策推進法第23条第4項

学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

※7 いじめ防止対策推進法第26条

市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

＜いじめ加害児童等への指導等について＞

○ 加害児童等からは、気持ちや状況を十分聴き取り、状況、背景にも注目しつつ、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、人間的成長につながる、毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめが非人道的行為であることや、いじめを受けている側の気持ちを認識させる。

○ 加害児童等の保護者には、早急に面談し、学校での調査で明らかになった事実関係や相手の児童等、保護者の心情を伝え、家族での指導を依頼するとともに、今後の取組について共有する。

○ 加害児童等がいじめをしたと十分に納得できていない場合は、保護者とともに、加害児童等の行為の背景要因を探り、成長支援という視点を持ちながら理解を促せるように働きかける。

○ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようスクールカウンセラー等と連携するとともに、加害児童等の心情や言い分を十分に聴いた上で、一定の教育的配慮の下、特別な指導計画による指導の他、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察との連携による措置も含め対応する。

○ 懲戒を加える際は、本人に弁解の機会を与えた上で、自らの行為を十分に理解させるとともに、成長を促し、健全な人間関係を育むことができるものとなるよう留意する。

なお、この場合においても、加害児童等に対する学習機会の保障等の配慮や対応が必要である。いじめ被害・加害児童等だけでなく、周囲の児童等それぞれへの人間的成長につながるよう継続的な指導と社会的自立を目指した支援を行うものとする。

４ 家庭における取組

（1） 家庭における教育

家庭は、子どもが「自分はかけがえのない存在である」と感じられる、すこやかな「育ち」の基盤です。家庭で健全な生活習慣を身に付け、家族とのコミュニケーションを深め、いのちの尊さを実感させて子どもの自尊感情を育むことが重要です。また、家庭の温かい雰囲気により、子どもの心は安定し、情緒的な結びつきや他者を尊重する気持ちを育むことにつながります。

保護者は、子どもがいじめを行うことのないよう、就学前から規範意識を養うなど必要なしつけに努めることが大切です。また、子どもがいじめに関わっていないか常に注意を払い、疑いがある場合は、学校や村教委、相談機関等に相談することも大切です。

また、インターネット関連機器やゲーム機等の利用に関しては、家庭でルールを決め、自他の個人情報を公開しないことや、誹謗中傷となりうる情報を書き込まないこと、さらに SNS で知り合った人物と会わないこと等を十分指導することが重要です。

（2） 学校等によるいじめの防止等のための取組への関り

保護者は、学校によるいじめの防止等の取組に積極的に関わることが大切です。例えば、家庭教育学級等への参加を通して、子どもをどのように教育していけばよいのかを、学び考える機会を多くもつことが大切です。

（3） いじめを受けた子どもの保護及び関係機関等との連携

保護者は、子どもがいじめを受けた場合には、子どもをいじめから速やかに保護するなど適切に対応するとともに、いじめに関わる心配等がある場合には、積極的に学校や村教委、関係機関等と連携をとることが大切です。

（4） いじめを行った子どもへの支援及び関係機関等との連携

いじめを行った子どもの保護者は、学校からいじめの事実の説明を受け、学校と協

力して、成長支援という視点を持ちながら、子どもを指導することが求められます。その際、必要に応じて関係機関等の支援を活用するようにします。

5 重大事態への対処

いじめの重大事態については、法第28条※8に基づき、次のように規定するとともに、「基本的な方針」及び「ガイドライン」により適切に対応する。

村教委又は学校は、次に揚げる例の場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、村教委又は当該学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
重大事態の例 ○　生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合 ・ 児童等が自死あるいは自殺を企図した場合 ・ 身体に重大な障害を負った場合 ・ 金品等に重大な被害を被った場合 ・ 精神性の疾患を発症した場合 ○　相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合 相当な期間とは、年間 30 日を目安とする。ただし、児童等が一定期間連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合は、欠席期間が 30 日に達する前から、村教委に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を村教委と協議した上で行う。 ○　その他の場合 ・児童等や保護者から、いじめにより重大な被害を生じたという申し立てがあった場合

重大事態への対処のための調査については、村教委及び学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかり向き合おうする姿勢が重要であり、付属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

※8 いじめ防止対策推進法第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に揚げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

重大事態の発生に伴う対応の流れ

重大事態発生の報告

① 学校から村教育委員会へ報告

② 村教育委員会から村長へ報告

③ 村教育委員会から奈良県教育委員会へ報告

重大事態調査実施前の事前説明

村教育委員会は対象児童生徒・保護者に対して事前の説明を実施

① 事案発生後速やかに、調査についての認識のすり合わせや共通理解を目的とした説明

② 調査実施体制が整った段階で、調査組織の構成等に関する説明と理解を目的とした説明

調査主体の決定及び調査の実施

村教育委員会は事案内容等を検討した上で、調査の主体を判断

学校が主体の場合

学校のいじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する第三者を加えた構成員による調査組織

村教育委員会が主体の場合

十津川村いじめ対策連絡協議会及び村教育委員会の学校教育関係者を構成員とする調査組織

重大事態調査終了後の報告

① 調査の主体（学校又は村教育委員会）は、対象児童生徒・保護者に対して調査結果を報告

② 村教育委員会は村長に対し調査結果を報告

③ 村教育委員会は奈良県教育委員会に調査結果を報告

村長は再調査の必要性を判断

村長による再調査実施の場合

① 村長は、調査結果を対象児童生徒・保護者に報告

② 村長は、調査結果を村議会に報告

③ 村長及び村教育委員会は必要な措置を講ずる

再調査を実施しない場合

○ 村教育委員会は、必要な措置を講ずる

（1） 村教委又は学校による調査

① 重大事態の報告

○ 重大事態が発生した場合又は、その疑いがあると認める場合は、直ちに次の手順により、その報告をする。（法第 30 条第 1 項※9による）

学校　⇒ 村教委 ⇒ 村長・奈良県教育委員会

○ 重大事態の初動対応においては、対象児童等・保護者との情報共有が重要であり、村教委と学校が連携して迅速に窓口となる担当者を決めて、保護者との連絡・調整に当たり、情報が途切れないようにすることが必要である。

※9 いじめ防止対策推進法第30条第 1 項

地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

② 調査の主体・組織

○ 村教委は、学校より重大事態の報告を受けた時、その内容を吟味したうえで、学校又は村教委のうち、どちらがその事案の調査を行う主体とするか、またどのような調査組織とするのかを判断する。

ただし、調査実施前に調査主体の構成員を含めた調査体制全般に関して、対象児童等・保護者にその旨の説明を行い了承を得ておく。

○ 学校が主体となって調査を行う場合、学校のいじめ対策委員会の教職員が中心となった上で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、心理や福祉等学識経験者等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者☆を加えた構成員で調査を実施することで、公平性・中立性を確保する。その際、村教委は、その内容・方法・時期など必要な指導や人的措置等の適切な支援を行う。

○ 下のア・イの場合、村教委が主体となって調査を行う。その場合、村教委の教育委員と村教委事務局内における学校教育担当職員とが、連絡協議会と連携した上で、必要に応じた第三者☆を加え、当該調査の公平性・中立性を確保する。

ア 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に、必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合

イ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合。なお、この場合においても、学校は村教委の調査がスムーズに行われるよう情報提供等の協力を行う。

○ それまでの経緯や事案の特性から必要性がある場合、あるいは、いじめを受けた児童等又は保護者が望む場合には、法第28条の調査と並行し、村長などによる調査を実施する場合がある。この場合、対象となる児童等の心理的負担に配慮し、被害児童等及び保護者の了承の下、調査主体が連携し、調査データの活用や再分析などの工夫をすることがある。

☆第三者の追加について

対象児童等や保護者が、第三者が調査に関わることを望んでいない場合等特段の事情がある場合はその限りではない。

③ 対象児童等・保護者への調査実施前の事前説明

○ 調査を始める前にいじめを受けた児童等・保護者への事前説明を行う。事前説明を通じて、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図ることで円滑な調査を進めることにつながる。

○ 事前説明は、いじめ重大事態が発生したと判断した後、速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項があり、2段階に分けて行うことが望ましい。

○ 調査組織の構成について、事前にいじめ受けた児童等・保護者に説明し対象児童等・保護者が調査組織の構成に納得した上で調査を開始する。

○ いじめを行った疑いのある児童等・保護者や重大事態に関係する児童等・保護者への説明も行う必要がある。

④　調査の実施

○ 重大事態に至るいじめの要因について、以下の内容等について確認する。

・ いつ頃から

・ 誰から行われ

・ どのような態様であったか

・ いじめを生んだ背景事情

・ 児童生徒の人間関係にどのような問題があったか

・ 学校、教職員、保護者がどのように対応したか

などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

調査上の注意事項

ア 調査の際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、 客観的な事実関係を速やかに調査する。また、調査そのものが二次被害を生まないように最大限配慮する。

イ 質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめを受けた児童等又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者に、調査の趣旨や把握した情報の活用方法等を説明する等の措置が必要である。

ウ ガイドライン（第8章第3節）に記載されている調査報告書の標準的な項目・記載内容を参考としつつ、可能な限り詳細な事実関係の確認を行い、再発防止策の提言につなげる。

（2） 調査結果の報告及び提供

① 重大事態の調査結果については、直ちに次の手順により、その報告をする。

○ 調査の主体が学校 ⇒村教委 ⇒村長・県教育委員会

○ 調査の主体が村教委 ⇒ 村長・県教育委員会

② 調査の主体（学校又は村教委）は、対象児童等・保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、説明しなければならない。

○ 情報提供の際、他の児童等のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人

情報に十分配慮しなければならない。

ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはいけない。

○ 調査報告書に対して、いじめを受けた児童等・保護者と事前に確認した調査事項について調査漏れがある場合や調査中に新たな調査すべき事項が出てきた場合などは、いじめを受けた児童等・保護者の意向を確認した上で、調査主体又調査組織の判断で、追加で調査を行うことが望ましい。

③ 調査の主体（学校又は村教委）は 、対象児童等・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童等・保護者に対しても調査報告の説明を行う。

（3） 調査結果を踏まえた対応

① 学校又は村教委におけるいじめ事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、調査報告書により重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、学校として再発防止策を作成し、実施する。

② 再発防止策を実効性のあるものとするため、村教委の責任の下、第三者の視点も入れながら、取組の進捗管理や検証を行う。

（4） 調査結果を受けた村長による再調査及び措置（法第 30 条 2～5項※10 による）

① 村長の判断による再調査の実施（ガイドライン第 12 章）

○ 調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと村長が判断した場合

○ 事前に対象児童等・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、村長が十分な調査が尽くされていないと判断した場合

○ 調査組織の構成について、村長が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童等・保護者に説明をしていないなどにより対象児童等・保護者が調査組織の構成に納得していない場合

② 再調査を行う機関は、公平性・中立性を確保するため、事前に職能団体や大学、学会等からの推薦等により委嘱された弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等を構成員とする。その専門家等は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない第三者であること。

③ いじめを受けた児童等・保護者に対して、適時・適切な方法で、再調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

④ 村長は、再調査の結果を議会に報告する。

⑤ 村長及び村教委は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。

※10 いじめ防止対策推進法第 30 条 2~5 項

2　前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3　地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4　第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5　地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（5） 調査結果の公表

村教委及び学校によるいじめの重大事態に関する調査結果の公表については、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童等やその保護者の意向、公表した場合の児童等への影響等を総合的に勘案して、適切に判断し、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ公表することが望ましい。

村長による再調査結果の公表については、行政パブリシティの観点から原則公表するものとする。

なお、調査結果を公表する場合、いじめを受けた児童等・保護者及び、いじめを行った児童等・保護者に対して、公表の方針を説明し、公表の方法及び内容を確認する。

６ その他

十津川村いじめ防止基本方針は、国や県の動向及び村の実情に合わせて、必要な見直し等を行う。

令和７年　４月　（策定）

令和７年 12 月　（改正）